

■ 事業の目的(ねらい)

- ① 待機児童の解消
- ② 保育所等入所保留児対応制度
- ③ 保育室等の空きスペースの有効活用
- ④ 単年度限定の緊急一時預かりの実施

■ 事業の実施期間

単年度限定での保育事業とする

対象児童

- ① 入所日時点で市内在住者※とする。
- ② 保育所等の入所保留者とする。
- ③ 年度初日の前日時点で満1歳及び2歳の者とする。

1歳児：令和5年4月2日から令和6年4月1日生まれの方

2歳児：令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの方

※利用開始後、年度途中で市外転出となった場合に、「引き続き家庭における保育が困難」である場合は、市外在住者も対象とする。

保育が困難の判断は、転出先の支給認定証又は教育・保育給付認定決定通知書の写し、保留通知書の写し等の提出をもって行う。

実施要件

- ① 4月1日時点で定員割れが生じる見込みがあること。
- ② 他の入所児童と併せて面積基準を満たすこと。
- ③ 国の一時預かり事業の職員配置基準(詳細は次頁参照)を満たすこと。
- ④ 事業の実施日・実施時間は通常保育と同一とし、朝・夕又は夕のみで2時間の延長保育を行うこと。
- ⑤ 入園前健診、定期健診、与薬及び災害共済給付制度加入等は通常保育と同様に行うこと。
- ⑥ 給食提供、除去食対応等も通常保育と同様に行うこと。

職員配置基準について

【国の一時預かり事業の職員配置基準による】

- 必要保育士数は対象児童の人数に応じた年齢別配置基準により算出する。
1・2歳児6人まで→1人 7人から12人→2人
- 保育士その他市の研修※を修了した者(ただし、半数以上は保育士)を配置する。 ※子育て支援員研修をいう
- 本来は対象児童が少ない場合も職員数が2人を下回ることはできないが、本事業は通常の保育と一体的に運営がされており、通常の保育従事者の支援を受けられるため、上記の1人配置を可とする。

事業の実施協議及び届出

本協議手続は終了しました

▼11月21日まで

実施協議書の提出×切

※協議事項は利用定員・利用保育室・職員体制・実費徴収額等

※添付書類として図面、職員名簿、事業計画書

▼11月21日～12月上旬

事業計画のヒアリング

▼1月上旬

実施可否の決定通知(並行して実施予定園として公表)

▼2月中旬

利用定員の最終決定

▼令和7年4月1日までに提出

- ・実施届出書(届出事項は協議事項に同じ)
- ・保育園舎及び園庭図面
- ・年度限定型保育事業用職員名簿
- ・事業計画書

※届出書の提出先は保育第1課

保護者の費用負担額

■基本保育料（階層区分は前年度市民税額で決定し、1年間固定）

階層区分	基本保育料(月額)	第2子 基本保育料(月額)	第3子 基本保育料(月額)
A～B	20,000円	10,000円	0円
C1～C12	20,000円	10,000円	0円
C13～C18	40,000円	20,000円	0円
C19～C23	60,000円	30,000円	0円
C24～C25	80,000円	40,000円	0円

- ・月途中退所の場合は日割計算とする。
- ・保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、保育料が軽減される（多子減免の適用）。対象者については、3月下旬の保育料決定の際、実施施設に通知する。
- ・市民税非課税世帯等（A・B世帯）は、月額42,000円を上限に無償化となる。
- ・A・B階層の世帯における無償化対象額の徴収は、原則、法定代理受領によるものとする。

保護者の費用負担額

■延長保育料

延長区分	延長保育料(月額) ※補食代別
30分延長	1, 000円
1時間延長	2, 000円
1時間30分延長	3, 000円
2時間延長	4, 000円

※A・B階層の世帯の徴収は月の保育料42,000円(保育料及び延長保育料のみ)を上限に原則、法定代理受領によるものとする。

施設等利用費(保育料)法定代理受領の流れ

■概要

法定代理受領とは保護者が受け取る無償化給付分(42,000円が上限)を施設が代わりに受け取り、差額のみを保護者に請求するもの。

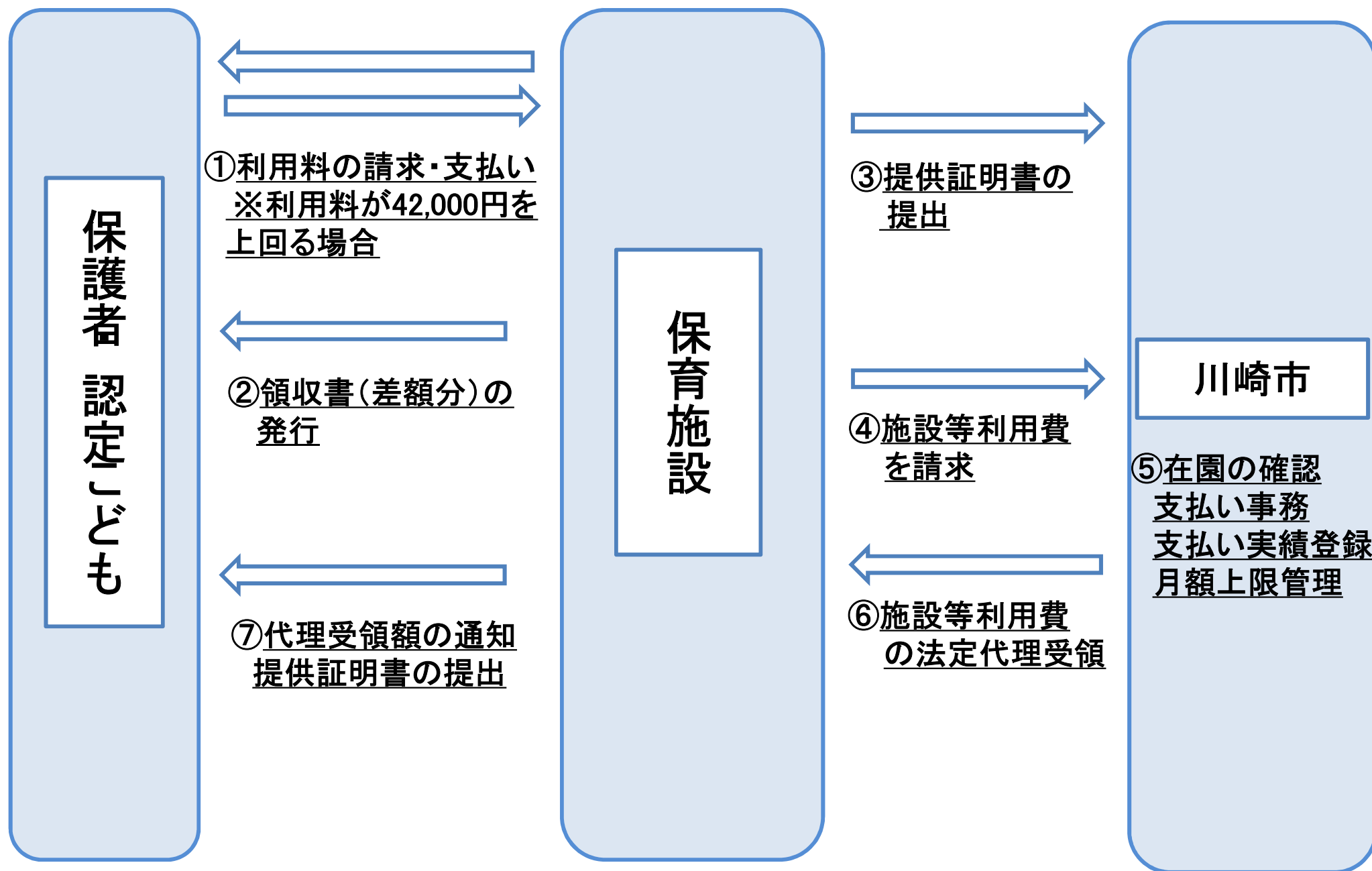
■対象者

階層区分がA・Bに該当する世帯

■法定代理受領のポイント

- ①保育園は月の保育料(保育料及び延長保育料のみ)が42,000円を上回る場合に42,000円を差し引いた額を保護者から納入してもらう。
- ②保育園は川崎市に対して提供証明書及び、施設等利用費請求書の提出により月の保育料(上限42,000円)×人数を川崎市に請求する。
- ③川崎市は施設等利用費請求書に基づき、審査・支払いを行う。
- ④保育園は保護者に対して、代理受領の通知及び提供証明書の提出を行う。

施設等利用費(保育料)法定代理受領の流れ



施設に給付する補助金の申請・交付手続

■ 基本補助額

- 年度一括の概算・精算払とする。
- 申請日は4月1日
- 基本補助額交付申請書に利用児童数見込表、収支予算書を添付して保育第1課に提出

■ 加算補助額(延長・障害・入園前健診の3種類)

- 実績が確定後、一括の請求とする。
- 申請日は3月31日
- 加算補助額交付申請書に利用状況報告書を添付して保育第1課に提出

※嘱託医への入園前健康診断手当については、令和7年3月31日までに支払いを終えること。(申請日は、令和7年3月31日)

※入園前健康診断手当の補助金申請書提出期限：4月4日(締切厳守)

施設に給付する補助金額

■基本補助額(階層区分は基本保育料と連動)

(児童1人当り)

階層区分	基本補助額(月額)	第2子 基本補助額(月額)	第3子 基本補助額(月額)
A～B	146,000円	156,000円	166,000円
C1～C12	146,000円	156,000円	166,000円
C13～C18	126,000円	146,000円	166,000円
C19～C23	106,000円	136,000円	166,000円
C24～C25	86,000円	126,000円	166,000円

児童1人当たり(月額) 基本補助額 + 保育料 = 166,000円

※月途中退所の場合は日割計算とする。

※補助額は人事院勧告による公定価格の単価改定等により変更するものとする。

施設に給付する補助金額

■加算補助額

【延長保育実施分】

(児童1人当り)

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	1,600円
1時間延長	3,200円
1時間30分延長	4,800円
2時間延長	6,400円

【障害児延長保育実施分】

(児童1人当り)

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	7,130円
1時間延長	14,270円
1時間30分延長	21,400円
2時間延長	28,540円

施設に給付する補助金額

■加算補助額

【障害児保育費】

(児童1人当り)

障害区分	加算補助額(月額)
重度	285,400円
中度	228,320円
軽度	142,700円

※上記障害児認定を受けた児童が延長保育を利用した場合には別途加算あり

【入園前健康診断手当】

(児童1人当り)

加算補助額(1回)
2,000円

毎月の利用状況報告

- 実施施設は、毎月末日付けで、翌月5日までに利用状況報告書を保育第1課に提出する。

＜利用状況報告書の内容＞

利用児童名、生年月日、クラス年齢、住所、
利用期間、階層区分、障害区分、延長時間

- ※ 職員の配置状況については、雇用状況報告書により、給付費等の請求と併せて請求ソフトを用いて行う